

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南知多町は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

南知多町長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	土地、家屋及び償却資産の所有者として、登記簿又は土地課税台帳、家屋課税台帳、償却資産課税台帳に登録されている者に対して、固定資産税額を計算し、賦課する。また、納税義務者からの特例、減免等の申請による固定資産税額の減免等を行う。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。 番号法の別表第二に基づいて、固定資産税額に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③システムの名称	1. 固定資産税システム 2. 収納消込／滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー (※標準化前、標準化後で変更なし)
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税課税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48及び49の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 税務課 住所: 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地 電話番号: 0569-65-0711
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部 税務課 住所: 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地 電話番号: 0569-65-0711
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)に従い、特定個人情報の取得時にはダブルチェック等を行い、情報の誤りが無いか確認を徹底している。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認や上長による最終確認を行う。システム内での管理及び権限付与の制限をする。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事	固定資産税の賦課徴収に関する事務は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれら	土地、家屋及び償却資産の所有者として、登記簿又は土地課税台帳、家屋課税台帳、償却資		
令和1年6月28日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	固定資産税システム	1. 固定資産税システム 2. 収納消込／滞納管理システム		
令和1年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事	(1)固定資産税賦課情報ファイル (2)固定資産税土地情報ファイル	固定資産税課税情報ファイル		
令和1年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一「16」	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)		
令和1年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークの利	番号法第19条第7項 別表第二「26、27、28、29」	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二		
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	税務課長 柴田 幸員	税務課長		
令和1年6月28日	IV リスク対策新		新規		
令和7年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 固定資産税システム 2. 収納消込／滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー	1. 固定資産税システム 2. 収納消込／滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー (※標準化前、標準化後で変更なし)		
令和7年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条	番号法第9条第1項 別表24の項		
令和7年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワーク ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):なし (固定資産税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48及び49の項		
令和7年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部 税務課 住民税係 住所:愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地 電話番号:0569-65-0711	総務部 税務課 住所:愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地 電話番号:0569-65-0711		
令和7年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	総務部 税務課 住民税係 住所:愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地 電話番号:0569-65-0711	総務部 税務課 住所:愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地 電話番号:0569-65-0711		
令和7年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点		
令和7年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点		
令和7年9月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	項目なし	新規		
令和7年9月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	新規		